

未確定事項に直面した監査人の対応

— 文献・制度の評価(4) —

坂 柳 明

1. 2つの未確定事項を分析視点に置いた監査制度の評価

将来に起こる事象の結果が一その対応決定時点で一監査人に判断できない場合の項目には2つのタイプがあり、坂柳(2005a)では、その2つを伝統的なタイプAの未確定事項と、タイプBの未確定事項に区別した([図1])¹⁾。特に注目すべきなのはタイプBの未確定事項であり、そのインプリケーション

[図1] — 2つの未確定事項

未確定事項(※)	タイプA	将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目
	タイプB	将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうか監査人に判断できない場合のその項目

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来(の財務諸表)に金額的に重要な影響を与えるものを前提にしており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提にしている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

1) 坂柳(2005b, 260-261)の[図8]に、このタイプBの未確定事項の一般構造を示しておいた。ポイントは、「経営者の決定した見積もり数値が合理的とも言えるし、合理的でないとも言える。」との監査人の判断をどう記述するのかという点である。

は、経営者が仮に将来事象の結果について会計上何かの見積もりを行っていても、(1):その見積もり項目が監査上除外事項²⁾になるとは限らないし、(2):その見積もりが正しいことが(合理的であることが)必ず確かめられるとも限らない、という点である。このことは、経営者が合理的と判断した見積もり数値に関して、「その見積もりが合理的なのかどうか判断できない」という選択肢が監査人に与えられ、その意味で監査人の対応の範囲が広がることを意味している。

従来知られてきたタイプAの未確定事項を元にした監査基準形成では、経営者が合理的と考える見積もり数値を決定した場合に、監査人には、その見積もり項目に除外事項を付すか、それとも経営者の見積もり数値に同意³⁾するか、の2つの選択肢のしかないことになる。タイプBの未確定事項に仮に直面していても、その場合の対応が制度上規定されていなければ、監査人は、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応が選択しにくくなり、別の対応の選択を迫られることによる不利益⁴⁾を被ることになる。こうした事態を回避するには、タイプBの未確定事項を想定した基準形成を図る必要がある。

2) 「除外事項」については、坂柳(2005a, 164)の脚注4を参照。本稿でも、そのように捉える。

3) 「同意」については、坂柳(2005a, 159-160)の脚注1を参照。本稿でも、そのように捉える。

4) ここでの「不利益」とは、例えば、以下の①、②のような事態を監査人が回避したいのに、対応決定時点でそれができないことによって生じる、予想される経済的負担(一定条件のもとでの、キャッシュ・インフローの減少又はキャッシュ・アウトフローの増加)のことを指している。もちろん筆者の議論は、「見積もりの合理性が判断できない」という選択肢が、監査制度上認められれば、①、②の事態を回避しようとする監査人を念頭に置いている。また、本稿で登場する「不利益」という言葉は、上記の意味で用いられる。

①: 経営者の見積もり数値が合理的だと監査人が判断した(判断することになってしまった)後で、経営者の見積もり数値が不合理なものであることが判明した場合に、利害関係者から損害賠償責任訴訟を起こされること。

②: 経営者の見積もり数値が不合理だと監査人が判断した(判断することになってしまった)後で、そのことを理由にクライアントから交代させられること。

それでは、日本の現行監査基準はタイプBの未確定事項を想定したものになっているのだろうか。この点についての検討は、坂柳（2006b, 167-175）で行った。現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」に規定されている「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」について、経営者は将来の帰結を予測し、財務諸表上見積もり数値を認識しているものの、監査人は「将来の帰結が予測し得ない」ので、その見積もり数値の合理性が確かめられない状況、即ち、タイプBの未確定事項は成立し得る。つまり、日本の現行監査基準は、タイプBの未確定事項を想定したものになっているというのが、坂柳（2006b, 167-175）の結論である。

しかし、現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」は、監査人と同様経営者も、将来の事象又は状況について、「将来の帰結が予測」できず、財務諸表上見積もり数値が認識できないと判断し、監査人もその経営者の判断に同意している状況、即ち、タイプAの未確定事項も排除していない。つまり、現行監査基準上は、2つのタイプの未確定事項が混在しているわけである。タイプAの未確定事項についての開示が十分になされていることが確かめられ⁵⁾、他の除外事項がない状況では、理論的な監査人の対応は「無限定適正意見のみ」になるが（坂柳（2006a, 155-179）を参照）、「第四 報告基準

この①と②は、(1)：経営者の意に沿う行動を選択した場合に監査人が被る不利益と、(2)：経営者の意に沿わない行動を選択した場合に監査人が被る不利益について言及していると考えられる、以下に示す Dhaliwal et al. (1993, 23) から示唆を得ている。

「…特に、困窮し、悪化している財務報告上の業績を経験しているクライアントは、契約上の、あるいは条項上の制約によるコストの増加に直面するかもしれない。そのようなクライアントの経営者は、おそらく利益を増加又はかさ上げすることをクライアントに認める監査人をより好むであろう。しかしながら監査人は、この状況では、より多額のコストを被る。というのは、監査人が被ることになる訴訟リスクや評判を下げるリスクは、そのようなクライアントに直面した場合に増加するからである。この状況では、クライアントは、監査人を交代することを考慮することによって、この利害対立を解消している。…」(傍線筆者)

- 5) ある項目の開示が十分になされているかどうかを確かめるという監査人の役割については、坂柳（2006a, 134-135）の脚注8で触れている。そちらを参照頂きたい。

五 監査範囲の制約 4」は、監査人が「意見不表明」を選択する余地を認めている。なぜ意見不表明になるのかについては、学界・実務界に少なからず疑問が生じるであろうし、論理的に導けない監査人の対応を規定している監査基準には、問題があるだろう⁶⁾。

このように、未確定事項に関する日本の監査基準上は、タイプAとBが混在しているのだが、それでは米国の制度はどうであろうか。タイプAとBの未確定事項が明確に識別されている制度があれば、それは日本の制度にも直ちに導入できるはずである。こうした問題意識をもとに、本稿では、2節で米国の監査手続書第15号(AIA(1942b))、3節で監査手続書第32号(AICPA(1962))の合理性を検討する。この2つでは、タイプAとB、2つの未確定事項が識別されていたのだろうか。また、この2つで規定されている監査人の対応は、論理的なものだったのだろうか。この2つの視点を軸に、本稿では、上記2つの制度を評価していきたい。また、2節と3節では、本稿の議論と比較するために、AIA(1942b)及びAICPA(1962)に言及している文献を挙げ、その内容を吟味する。最後の4節では本稿のまとめを行い、残された課題を示す。

2. 監査手続書第15号(AIA(1942b))の評価

それでは最初に、AIA(1942b)の「監査報告書上の開示」を見てみよう([図2])。

6) 論理的に導かれた対応でない場合には、次のような問題が起こるのであろう。それは、例えば、タイプAの未確定事項に直面した監査人が「意見不表明」を選択した場合に、(1):他の除外事項がない状況で、無限定適正意見が表明できる状況なのに、監査人の都合で意見不表明が選択されているだけなのか、それとも、(2):本当に監査人が意見を表明できない理由があるので、意見不表明が選択されているのか、財務諸表利用者に判断できなくなる、という問題である。

なぜこのような問題が起こるのかと言えば、タイプAの未確定事項に直面した論理的な監査人の対応が「意見不表明」ではないからであり、この「意見不表明」が、論理に従った場合の監査人の対応(無限定適正意見)を隠してしまうからである。なお、同趣旨の議論は、3-2で展開される。

[図 2] — AIA (1942b) 「監査報告書上の開示」

「独立監査人の監査報告書における、存在する不確実性の開示の必要性、あるいは存在する不確実性についての強調 (emphasis) の必要性は、さらなる問題を提示している。ある場合には、財務諸表（その中では、脚注が不可欠の部分を占める）での開示が、その点についての監査報告書上の言及によって補足される (supplemented) べきだ、と監査人は感じるかもしれない。監査報告書での除外事項は、特にクライアントが制御できない、あるいはクライアントが修正できない事項については、合理的に可能な限り避けるべきである。

重要な不確実性に関しては、中でも、3つのタイプの状況が考えられるであろう。

- (1) 財務諸表が、可能な限り財政状態や経営成績を適正に表示していると監査人は信じているが、その不確実性が、除外事項にするほどではないが、財務諸表それ自体だけでなく、監査報告書上でもそれらに対する特別な注意が払われるべきほどのものである、と監査人が感じている場合
- (2) 1つあるいは1つより多い不確実性が、除外事項を必要とするほどである場合
- (3) 監査人が、財務諸表及びその財務諸表全体についての通常の見解表明を省略する理由に満足する場合のその程度について表明できるとしても、その不確実性の累積的影響 (cumulative effect) が余りに大きく、意見差控があり得る場合」(傍線筆者)

.....

まず、[図 2] 中の「存在する不確実性」や「重要な不確実性」が、何を意味するかが問題になる。[図 2] の中身は抽象的なので、より理解を進めるには、具体的な素材を用意する必要があるが、AIA (1942b) では、「戦時契約の再交渉 (RENEGOTIATION OF WAR CONTRACTS)」と、「その他の戦時中の不確実性 (OTHER WARTIME UNCERTAINTIES)」の両方において、再交渉の問題が取り上げられている。そこで本稿では、この問題を主に取り上げることにする。その素材を使うことによって、議論が一般性を欠いてはまずいですが、そうでなければ再交渉の問題に専ら焦点を当てることに問題はないであろう。

2-1 戦時契約の再交渉

「戦時契約の再交渉」の「再交渉」は、1942年4月28日制定の Sixth Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942 の SEC. 403. (a)によると、「省 (Department) の長官による契約価格 (contract price) の再決定 (refixing)」（※1）のことを指している (United States Statutes at Large (1943, 245))。この説明から、契約上会社と「省 (の長官)」の関係が問題になっていることがわかる。

一方、ここでの「省」は、「陸軍省 (War Department)」、「海軍省 (Navy Department)」、そして「海事委員会 (Maritime Commission)」のことである (United States Statutes at Large (1943, 245))。前段落※1の説明のように、「再交渉」を「再決定」と捉える考え方は、1942年10月21日制定の Revenue Act of 1942の SEC. 801. (a)でも変わっていない (United States Statutes at Large (1943, 982)) が、「省」の範囲については、同法, SEC. 801. (a)によると、上記3つに「財務省 (Treasury Department)」が加えられている (p.982)。

次に、「戦時契約の再交渉」の「戦時契約」について、同じく Revenue Act of 1942, SEC. 801. (a) (United States Statutes at Large (1943, 982)) では、「従属契約」という用語は、別の契約又は従属契約上の債務の履行に当たって要求される、作業の全て又はあらゆる部分を遂行する、あるいはあらゆる物品 (article) を作る又は供給するための購入注文書又は合意を意味する。」とされている。そして、ここでの「物品」の中身は、「あらゆる材料、部分品、組立部品、機械、設備、あるいはその他の人的財産」とされている (p.982)。以上の説明は、「従属契約」についてなされているのであるが、この SEC. 801. (a)で言う従属契約がなければ、政府に対して「作業の全て又はあらゆる部分を遂行する、あるいはあらゆる物品を作る又は供給する」ような契約のみを想定すればよい。

続いて問題になるのは、このような意味での「契約」の価格の「再決定」という状況であるが、その中身が比較的明確になっている事例を見てみよう。Aircraft Accessories Corporation (以下、「Aircraft 社」とする) の1942年

Annual Report の連結財務諸表の脚注 F — 偶発債務には、次のように記されている⁷⁾ ([図 3])。

[図 3] — Aircraft 社 1942年連結財務諸表 脚注 F — 偶発債務

「当年度の売上のうち、より金額の大きい部分は、合衆国政府機関との主要な契約のもとで計上されたか、主要な契約者と理解される顧客に対する契約のもとで計上された。契約のうちのあるものは、遡及的になされる可能性のある価格の修正 (price adjustments) を結果として生じさせる Public Law 528のもとでの再交渉の影響を受ける (subject to) かもしれない。会社の役員は、そのような再交渉が起こるかどうかを予測することができず、1942年4月30日より前に引渡された製品に関して、再交渉によって生じるかもしれない修正 — もしあれば — が、同日の連結上の財政状態 (position) に与える影響も、予測することができない。」(傍線筆者)

まず、[図 3] 中の「Public Law 528のもとでの再交渉」の「Public Law 528」であるが、それは、先述した1942年4月28日制定の Sixth Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942のことである (United States Statutes at Large (1943, 226))。同法のもとでの「再交渉」は、同じく先述したように、「省の長官による契約価格の再決定」のことである。[図 3] によると、この再交渉、即ち再決定によって、「遡及的になされる可能性のある価格の修正」が問題になっていることがわかる。その場合の「価格」とは、[図 3] から判断すると、売上価格のことであろう。つまり、ここで問題になっている「契約価格」として「売上価格」を考えることができるのである⁸⁾。なお、再交渉に

7) Aircraft 社の1942年 Annual Report 及び2節で紹介する事例は全て、早稲田大学商学部教員図書室編の『外国企業年次報告書所蔵目録』(1974年)に掲載されている会社の Annual Report 等を1つずつ調査した結果、入手したものである。

8) 後の AIA (1943) の「財務諸表の表示」には、次のように記されている。

「…再交渉による払い戻しは、通常「超過利益」の払い戻しを中身とするものとして言及されるが、制定法の規定は、再交渉は、当初の契約価格又は売上価格の修正を中身とするものであることを示している。再交渉による払い戻しに対し

ついでに根拠規定は、United States Statutes at Large (1943, 245, 982-983) に示されている ([図4] 及び [図5])。

[図4]

「各省の長官は、今後その省によってなされた100,000ドルを超える金額のあらゆる契約に、以下の規定を入れる権限を与えられており、入れるよう指示されている。それは、以下の規定である。(1)長官の判断において、利益が合理的な確実さをもって決定され得る一期間又は複数の期間の契約価格の再交渉のための規定、(2)(A)そのような再交渉の結果として、超過利益 (excessive profits) を表すことが判明したあらゆる契約価格の金額の合衆国による保持、あるいは合衆国に対する返済 (repayment) のための規定、…」(Sixth Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942, SEC. 403. (b) (United States Statutes at Large (1943, 245))) (傍線筆者)

「そのような省とのあらゆる契約、あるいはそのもとでの従属契約によって、各省の長官の意見において超過利益が実現した、あるいは実現しそうな時にはいつでも、長官には以下のことについての権限を与えられており、指示されている。それは、以下のことである。(1)契約価格の再交渉を行うことを契約者や従属契約者に要求すること、(2)そのような再交渉の結果として、超過利益を表すことが判明した契約価格の金額を契約者又は従属契約者に与えないでおくこと、…」(Sixth Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942, SEC. 403. (c) (United States Statutes at Large (1943, 245))) (傍線筆者)

で引当金を計上することは、その売上価格の回収又は維持が合理的に保証されていないことを意味しているのので、委員会 (AIA (1943) を公表した会計手続委員会のこと — 筆者注)は、その引当金は、むしろ売上からの控除項目として損益計算書に示されるべきであると信じている。…」(傍線筆者)

ここで問題になるのは、再交渉の対象になる「契約価格」と「売上価格」の違いである。実際に売り上げられれば、その売上価格が再交渉の対象になる。このケースが、本文で示した Aircraft 社のケースである。一方、本文の [図4] 及び [図5] で想定されているように、実際に売り上げられる前の段階では、言い換えれば、「超過利益」が「実現しそうな」段階でしかない場合には、実際に売り上げられてはいないので、「売上価格」という言い方はできない。この場合に、再交渉の対象として考えられているのが「契約価格」であろう。

[図 5]

「…各省の長官は、今後その省によってなされた100,000ドルを超える金額のあらゆる契約に、以下の規定を入れる権限を与えられており、入れるよう指示されている。それは、以下の規定である。

- (1) 長官の判断において、利益が合理的な確実さをもって決定され得る一期間又は複数の期間の契約価格の再交渉のための規定
- (2) さもなければ契約者に支払われるべき金額の合衆国による保持、あるいは、もし契約者に支払われていれば、契約価格の切り下げを通じて、除去されていないあらゆる超過利益の合衆国への返済のための規定…」(Revenue Act of 1942, SEC. 801. (a) (United States Statutes at Large (1943, 982))) (傍線筆者)

「そのような省とのあらゆる契約…によって、各省の長官の意見において実現した利益、あるいは実現しそうな利益が、おそらく超過している場合にはいつでも、長官には契約価格の再交渉を契約者…に要求する権限を与えられており、要求するよう指示されている。…」(Revenue Act of 1942, SEC. 801. (a) (United States Statutes at Large (1943, 983))) (傍線筆者)

次に、Sullivan Machinery Company (以下、「Sullivan 社」とする)の1943年 Annual Report の財務諸表の脚注5を見てみよう ([図 6])。Sullivan 社の

[図 6] — Sullivan 社 1943年財務諸表 脚注 5

「1942年度の損益計算書は、戦時契約の再交渉に関係する法の影響を受ける1942年12月31日時点までの全ての事業に関して、その法に従う形で修正を行うために改訂されたが、その修正は、該当する法人税控除後の、剰余金として繰越されている利益を57,000ドルだけ減少させるものであった。この再交渉による修正は、会社 (Sullivan 社のこと — 筆者注) による合意があり、政府により承認された。

1943年度の再交渉手続は、まだ始まっていない。この目的のために、売上と原価のデータを別分けするのに多くの時間が必要になるであろうし、そのため、1943年度の再交渉によって生じるかもしれない払い戻し (refund) の金額のあらゆる見積もりは、現時点では実行不能であるが、そのことはその年度について示される結果 (results) に重要な影響を与えるかもしれない。以上より、そのような修正に対する引当ては、一切なされていない。」(傍線筆者)

ケースは、再交渉の結果が、留保利益である利益剰余金の控除項目（57,000ドル分）として処理されたことを示している。実際、Sullivan社の1943年 Annual Reportの「1940年12月31日以降の利益剰余金（EARNED SURPLUS SINCE DECEMBER 31, 1940）」を見ると、1943年の利益剰余金の推移に関して、「連結上のではない、期首時点の残高」から57,000.00ドルが控除されていることがわかる。

Sullivan社のケースには、「再交渉」に関して、興味深い点がある。それは、再交渉による払い戻しについての引当金が設定できるかどうかが問題になっている点である。Sullivan社の経営者は、払い戻しの金額の見積もりができないと決定したが、次に示す The American Rolling Mill Company（以下、「American Rolling社」とする）の1942年監査報告書（必要な部分のみ示す）では、経営者が再交渉に備えて引当金2,500,000.00ドルを計上していることがわかる⁹⁾（[図7]）。ここまで見てきた契約価格の再交渉の例を念頭に置くと、2節冒頭で示した[図2]の中身が、より理解しやすくなるであろう。

[図7] — American Rolling社 1942年監査報告書

「陸軍省の価格修正委員会及び会社（American Rolling社のこと — 筆者注）は、1942年の戦時契約の再交渉との関係で政府に払い戻されるべき2,500,000.00ドルの金額に合意し、その金額についての引当金は、添付された財務諸表に計上されている。しかしながら、この報告書の公表時点で、正式な署名入りの合意書は、会社によって受け取られていなかった。

我々の意見では、前段落で説明されている払い戻しについての正式な承認を条件として（subject to）、添付された連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書は、前年のものと継続した基準に基づいて適用された一般に認められた会計原則及び慣習に準拠して、1942年12月31日時点の会社（companies）の財政状態、及び同日をもって終了する年度の経営成績を適正に表示している。」（傍線筆者）

9) USCA (2006, 1046) によると、「Renegotiation Act」として掲載されているもののうち、United States Statutes at Large (1943) に所収されている Sixth

2-2 AIA (1942b) の評価

[図2] 及び AIA (1942b) 全体では、「不確実性 (uncertainties)」の定義は明示されていないが、AIA (1942b) は、「戦時契約の再交渉」のところで、AIA (1942a) の「再交渉と財務諸表」の箇所を参照し、次のように記した ([図8])。

[図8]

「…委員会 (AIA (1942a)) を公表した会計手続委員会のこと (AIA (1942b)) の「戦時契約の再交渉」を参照 — 筆者注) は、会計の基本的な目的は、可能な限り最も公正な財務諸表を示すことであり、同時にそのような財務諸表の意義を制限する不確実性に注意を向けさせることであることを示した。戦時契約の再交渉の可能性は開示されるべきこと、通常財務諸表についての脚注は、要求される開示を達成できること、いくつかの場合には、引当金が損益計算書の控除項目として示される形で必要かもしれないこと、が結論づけられた。…」(傍線筆者)

「…さらに、様々な価格修正委員会が、一般政策が形成されている結果として、再交渉手続を行ってきているが、個々の会社に与える再交渉の潜在的な影響は、なお不透明である。…」(傍線筆者)

ここで登場する「戦時契約の再交渉の可能性」や「再交渉の潜在的な影響」という言い方や、引当金が問題になっていることから推察すると、AIA (1942b) が考える「不確実性」とは、「将来に起こる事象 (ここでは、再交渉) の結果が決定されていない状態」という、ごく常識的なものであろう。次に、AIA (1942b) の「その他の戦時中の不確実性」のところであるが、そこでは次の

Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942は、1942年10月21日に改正され (本文中で述べた、“Revenue Act of 1942” のこと)、1944年2月25日にも改正された (この点、USCA (2006, 1051) も参照)。

最後の1944年2月25日改正のものは、“Revenue Act of 1943” と呼ばれている (United States Statutes at Large (1945, 21)) が、2節で紹介している Sullivan 社のケースも、American Rolling 社のケースも、改正日時の点から見て、この“Revenue Act of 1943” が適用されることはない。参照すべき法は、Sixth Supplemental National Defense Appropriation Act, 1942と1942年10月21日改正の“Revenue Act of 1942” でよいことになる。

ように記されている（〔図9〕）。

[図9]

「戦争の到来に伴って、事業遂行上の多くの困難の結果として、その他の重要な不確実性が問題になってきた。全ての事業の大部分の割合は、現在のところ連邦政府のための契約、あるいはその契約に従属する契約に基づいて、直接又は間接になされており、そのような契約に関係するどの会計期間の損益計算書に反映されている利益も、必然的に、その製品の最終的な受け入れと、それについての最終的な支払いに基づいて修正されるような (subject to adjustment) 見積もりに基づかなければならない。全てのそのような契約又は従属契約のもとでは、原価加算報酬方式によるものであっても、固定価格方式によるものであっても、どちらであってもその利益は、再交渉の影響を受けるものであり (subject to re-negotiation)、含められるべき原価の要素についての意見の相違の余地があり、…」
(傍線筆者)

〔図9〕でも、「再交渉の影響を受けるものであり…」という表現や、「利益も、…その製品の最終的な受け入れと、それについての最終的な支払いに基づいて修正されるような…」という表現が見られる。前者の「再交渉」は、「将来に起こる再交渉（の結果）」であるし、後者の「最終的な」という言い方は、将来のことに言及した言い方である。そうすると、ここでの「その他の重要な不確実性」の「不確実性」も、「将来に起こる事象の結果が決定されていない状態」と言ってよいであろう。他に、AIA (1942b) の「その他の戦時中の不確実性」のところにある説明には、例えば、次のようなものがある（〔図10〕）。

[図10]

「Revenue Act of 1942には、救済規定を含む多くの規定があり、それについては様々な解釈が可能であり、その最終的な影響を決定するには、多くの時間が必要になるであろう。税金の現在の計算は、それゆえ、必然的に、規制が公表され、投資資本、基準期間の利益、そして課税所得についての最終的な決定がなされた後に改訂されるような (subject to revision) 見積もりに基づいてなされなければならない。」(傍線筆者)

以上により、AIA (1942b) で言われている「不確実性」の中身は推察できた。将来に起こる事象の結果が(財務諸表作成時点で)決定されてない場合に、会計上の対応で問題になるのは、その結果を見積もることができるかどうかである。[図8]は、AIA (1942a)を参照する形で「引当金」に言及していたし、[図9]～[図10]でも、不確実性下での見積もり数値での財務諸表の作成が念頭に置かれていた。実際、戦時契約の再交渉の問題については、2-1 [図7]のAmerican Rolling社の経営者は、政府に払い戻されるべき2,500,000.00ドルの引当金を認識していた。

一方、将来事象の結果を経営者が見積もれない状況も当然考えられ、実際、2-1 [図6]のSullivan社では、再交渉による払い戻しに対する引当金額が見積もれない旨の脚注開示がなされていた。また、[図3]のAircraft社では、「引当て」という表現は出てこないが、再交渉が起こるかどうかが予測できない旨の脚注開示、及び再交渉によって生じるかもしれない修正が、1942年4月30日(Aircraft社の決算日)の連結上の財政状態に与える影響が役員に予測できない旨の脚注開示がなされていた¹⁰⁾。

10) AIA (1943)は、「再交渉のための払い戻しに対する引当金」のところで、以下のように記している。そこでは再交渉を取り巻く環境の変化によって、払い戻しの金額を合理的に見積もることができる場合には、発生の可能性が高い再交渉のための払い戻しのために、引当金が計上されるべきであることが示されている。逆に言えば、「払い戻しに関する不確実性の領域」が少なくはない状況では、再交渉のための払い戻しについて、引当金の計上が難しかったことが伺われる。

「公報第15号(AIA (1942a)のこと一筆者注)の公表以来、多くの会社は、再交渉の手續を完了してきた。そうした手續に関する公表データ及びその他のデータは、会社及び会計士に利用できるものであり、そしてそうした手續に関する進展は、多少とも、払い戻しに関する不確実性の領域を少なくしてきた。このことは、過年度に再交渉手續を完了してきた会社、あるいはなされるべき全体の払い戻しについての意見の相違が大きくなさそうである点まで再交渉についての議論が進んだ会社については、特に正しい。それゆえ委員会は、現在の再交渉の事項を取り巻く環境では、会計研究公報第15号が拡張されるべきほどになっていると信じており、多くの場合において、発生の可能性が高い(possible)再交渉のための払い戻しの会計上の取り扱いは、正確に決定はできないけれども発生している負債についての合理的な見積もりを中身とする全ての負債について、財務諸表上で引当金が設定されるべきである、とする確立した会計原則に基づくべき

さて、2節の最初で示した〔図2〕であるが、そこでの「存在する不確実性」あるいは「重要な不確実性」が想定しているのは、タイプAの未確定事項とタイプBの未確定事項のどちらであろうか。

経営者が将来事象の結果を見積もれない場合には、その状況について、脚注で開示するという方法が考えられる。財務諸表本体に認識できないのだから、正に一定の開示ルールのもとでの「脚注が不可欠」になる。監査人がこの時の経営者の判断に同意すれば、この状況はタイプAの未確定事項になる。また、見積もりができないとする経営者の判断に同意できなければ、その判断は監査上の除外事項になる。〔図2〕の(2)の「1つあるいは1つより多い…」の記述が、このような状況を想定しているのなら、それは十分理解できる¹¹⁾。

問題は、この時〔図2〕が言うように「開示が、その点についての監査報告書上での言及によって補足されるべきだ」、あるいは「監査報告書上でもそれらに対する特別な注意が払われるべき」と言えるかどうかである。〔図2〕が、具体的にどのような「監査報告書上での言及」手段を考えているかはわからないが、坂柳(2006a, 155-179)で議論したように、タイプAの未確定事項に直面した場合の理論的対応は、「無限定適正意見のみ」であった。「存在する不確実性についての強調の必要性」という記述を見ると、〔図2〕は、何かの財務諸表利用者の期待に応えようとする監査人(及びその監査人の対応)を想定しているのかもしれないが、「強調を必要と感ずるかどうか」という点は、個々の監査人の判断の問題であり、一般的な議論にはそぐわない。「強調を必要と感ずない」監査人も想定できてしまうのである。〔図2〕の議論は、仮に〔図2〕

である、と信じている。この原則のもとでは、そのような払い戻しの金額を合理的に見積もることができる場合はどこでも、発生の可能性が高い再交渉のための払い戻しのために、引当金が計上されるべきである。」(傍線筆者)

- 11) AICPA (1942b) で考えられている「不確実性」のもとで、経営者が見積もり数値を認識し、金額の重要性も考慮して「見積もりの合理性がない」と監査人が判断すれば、その見積もり項目は除外事項になる。本文と同様に、〔図2〕の(2)の「1つあるいは1つより多い…」の記述がこの状況を考えているなら、その記述は十分納得できる。

がタイプAの未確定事項を想定しているとして、「無限定適正意見以外の対応を監査人が必要だと感じたら、その対応は、無限定適正意見以外の対応になる」と言っているだけのように思われる。必要なのは、「なぜ「無限定適正意見のみ」の対応が排除されるのか」という点である。同様に、「不確実性の累積的影響が余りに大きく、意見差控があり得る場合」が想定されているが、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、意見差控は成立しない。

しかし、AICPA (1942b) で考えられている「不確実性」には、経営者に見積もりができるかどうかという視点がないので、タイプAと同様、タイプBの未確定事項も排除されないし、それを考えることができる。[図2]では、「財務諸表…での開示」となっており、「脚注が不可欠の部分を占める」ものの、財務諸表本体の開示も排除されてはいない。つまり、ここでの見積もり額も「開示」対象になるわけである。

問題は、タイプBの未確定事項について問題になる、「経営者の見積もり額の合理性が監査人に確かめられない」状況が、[図2]で言うところの、開示について「監査報告書上での言及によって補足されるべき」状況に含まれるのか、という点である。「補足」という言葉の捉え方にもよるが、見積もりの合理性が監査人によって確かめられない状況は、「監査報告書上での言及によって補足されるべき」状況には「含まれない」という主張を、筆者は排除することができず、「含まれる」という主張を支持する積極的な論拠は見出せてない。読者の方々はどうか。「存在する不確実性についての強調の必要性」という記述から見ると、[図2]の理解として、「不確実性」についての脚注開示が十分になされていることを確かめた上で、そうした「不確実性」についての開示を「強調する」という監査人の役割を思い描くことはでき、正にタイプAの未確定事項についてはそれが可能なのであるが、—その「強調」の役割自体の論理的導出可能性は、筆者は見出せないが—タイプBの未確定事項のように、経営者の見積もり自体の合理性が確かめられない場合が明示的に想定されているとは言えないだろう。

同様のことは、[図2]の「(1) 財務諸表が、…と監査人が感じている場合」

の説明のところの、「監査報告書上でもそれらに対する特別な注意が払われるべき」についても当てはまるであろう。「可能な限り財政状態や経営成績を適正に表示していると監査人は信じている」状況において、「特別な注意が払われるべき」とされているので、こうした想定と整合的なのは、タイプBの未確定事項ではなく、脚注開示が十分なされていることを確かめて、他の除外事項がない状況で無限定適正意見を表明することになるような、タイプAの未確定事項の方であろう。タイプBの未確定事項に直面した監査人は、経営者の見積りの合理性が確かめられないので、「財政状態や経営成績を適正に表示している」とは判断しないはずである。

[図2]でタイプBの未確定事項を想定していると解釈できるのは、「(3) 監査人が、…意見差控があり得る場合」の記述である。タイプBの未確定事項に直面した場合の監査人の対応は、坂柳(2006b, 157-166)で議論した。経営者の見積り数値の合理性が確かめられないことによって、その潜在的な重要な虚偽表示の金額的影響が他の財務諸表項目にどの程度影響を与えるのかという意味の「浸透性」を監査人が判断し、浸透性があり、潜在的虚偽表示の影響が他の財務諸表項目にも連鎖的に及んでいるため、財務諸表利用者にとっては財務諸表の有用性がないと判断した場合の対応は、「意見差控(意見不表明)」であった。反対に、タイプBの未確定事項によって、重要な潜在的虚偽表示の影響はあるにしても、浸透性がない場合には、財務諸表は有用であると監査人が判断することも考えられる。この時の監査人の対応として考えられるのは、subject to opinion等の意見表明であった。

[図2](3)の「累積的影響」についても、説明は見られないが、タイプBの未確定事項の個数によっては、経営者の見積り額の合理性が確かめられなかった項目が多くなり、潜在的な虚偽表示のある項目が多くなるという意味で、財務諸表数値のより多くが未確定の影響を受けていることになる。この状況は、坂柳(2006b, 157-166)の言う、タイプBの未確定事項に浸透性がある状況である。このようなことを想定して、「その不確実性の累積的影響が余りに大きく」ということが言われているなら、筆者はこの主張を理解できるし、監査

人の対応として意見差控が考えられているのも理解できる。しかし、[図2]の「(3) 監査人が、…意見差控があり得る場合」の説明が、タイプAの未確定事項を想定しているとしたら、筆者はその意味を理解できない。坂柳(2006a, 155-179)で議論したように、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、意見差控は考えられないからである。

2-1で見た「戦時契約の再交渉」を踏まえながら、AIA(1942b)の「監査報告書上の開示」の中身を検討すると、AIA(1942b)の「不確実性」の捉え方のもとでは、経営者が将来事象の結果を見積もれる状況と、それが見積もれない状況の2つが想定でき、その結果、タイプAとBの未確定事項の両方が想定できてしまうが、[図2]の「監査報告書上の開示」では、その区別ができていなかった。その点が、AIA(1942b)の問題である。

[図2]の「(1) 財務諸表が、…と監査人が感じている場合」の説明、及び「存在する不確実性についての強調」が必要な状況は、タイプAの未確定事項を指していると考えることができたが、その時の監査人の対応は、他の除外事項がなければ、「無限定適正意見のみ」になる。[図2]は、「無限定適正意見のみ」が排除される理由を示していなかった。一方、[図2]の「(3) 監査人が、…意見差控があり得る場合」の説明は、タイプA・B両方の未確定事項を想定していると考えられ、その意味では、日本の現行監査基準「第四 報告基準五 監査範囲の制約 4」と同じ特徴を持っている。

タイプAの未確定事項に直面した場合の対応が「無限定適正意見のみ」である以上、監査人の対応として、意見差控を考えると、選択された意見差控を見た財務諸表利用者は、(1):無限定適正意見を表明できるのに、意見差控が選択されているだけなのか、それとも、(2):意見表明ができないので意見差控が選択されているのかが、わからなくなる。このような意味の不確実性を解消するのに時間がかかれば、財務諸表利用者には、脚注4に示した意味での経済的負担が生じることになる。この問題は、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、意見差控を考えてしまったことによって生じる問題である。意見差控は、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応なので、2つの未確定事

項を一緒にするのではなく、それぞれの論理的な対応を導く状況を識別すれば、上記の問題は解消されるはずである。タイプAとBの未確定事項の区別が必要なのは、以上の理由による。タイプAとBの未確定事項の区別の必要性は、現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」やAIA (1942b), そして両者を識別していない全ての制度に当てはまるであろう。

2-3 AIA (1942b) に言及している文献の評価

さて、[図2]の「監査報告書上の開示」について、文献はどのようなことを言っていたのであろうか。林(2005, 4-5)には、次のように記されている([図11])。

林(2005, 4-5)が、本稿2-2のように、AIA (1942b)の規定を一定の理論フレームのもとに分析・評価しているのではなく、AIA (1942b)の規

[図11]

「未確定事項に初めて言及した監査基準は、戦時中という特殊事情を念頭に置かなければならないが、1942年12月にAIAから公表されたSAP第15号「戦時における不確実性の財務諸表への開示」(AIA [1942])である。SAP第15号は、戦時契約の再調整の影響によって重大な不確実性が生じることや、戦争で受けた損害についての保険請求の最終的な帰結は不確実であることなど、戦時における重要な不確実性の存在を指摘している。そして、重要な不確実性に関する監査報告について、無限定意見または限定意見の表明あるいは意見差控が必要な状況を次のように示している。

- ① 財務諸表は財政状態および経営成績を可能な限り適正に表示しており、財務諸表および監査報告書のなかで特別な注意が払われなければならない不確実性は存在するが、監査報告書において限定事項を記載する必要はない場合。
- ② 限定事項とすべき一つまたは複数の不確実性が存在する場合。
- ③ 財務諸表を証明する範囲と財務諸表全体に対する通常の意見を表明できない理由を説明することができるとしても、不確実性の累積的影響が非常に大きいため、一切の意見を表明できない場合。

しかし、SAP第15号には、これらの状況を明確に区分する説明や監査報告書で使用する文言は示されていない。」(傍線筆者)

定を単に要約・紹介しているだけであることは、筆者も理解している。しかし、その場合であっても、AIA (1942b) が問題にしている「不確実性」は、筆者の分析によると、「将来に起こる事象の結果が決定されていない状態」を指しているのであるから、経営者の会計上の対応として、将来事象の結果が見積もれる場合と、それが見積もれない場合の2つが当然考えられるし、2-2の[図9]～[図10]にあったように、見積もりを行う経営者を念頭に置いた記述も、AIA (1942b) には見られるのである。

筆者及び筆者の議論に賛同する論者は、AIA (1942b) を要約・紹介する場合でも、林 (2005, 4-5) のような紹介の仕方はしないであろう。なぜなら、除外事項がある場合や、除外事項がない状況で無限定適正意見を表明する場合を除くと、経営者による見積もりが行える場合とそうでない場合の2つを要約・紹介を行う途中で意識せざるを得なくなり、「それぞれに直面した場合の監査人の対応は、タイプAとBの未確定事項に直面した対応ということで、本来異なるはずのものであるが(2-2を参照)」という形の留保をつけざるを得なくなるからである。さもないと、少なくとも筆者は、未確定事項に2つのタイプがあることを無視してよいのか、という批判に答えられない。林 (2005, 4-5) は、経営者による見積もりが行える場合とそうでない場合を区別して、未確定事項に2つのタイプがあることを考えなかったのだろうか。

もっとも、坂柳 (2005b, 270) の[図12]に示したように、林 (2005, 70) はタイプBの未確定事項を否定しているので、[図11]では、2つの未確定事項について言及していないのかもしれない。しかし、タイプBの未確定事項を否定する林 (2005, 70) の主張に、論理展開上網羅すべき状況を網羅していないという意味で、合理性がないことについては、坂柳 (2005b, 269-274) で指摘したし、そもそも林 (2005, 70) にしても、林 (2005, 4-5) にしても、タイプBの未確定事項に言及していると考えられる文献や事例や理論構造—本稿以前の筆者の議論及び本稿を参照—に気づいた上で、タイプBの未確定事項を否定したのだろうか。また、それらに気づいた上で、[図11]のように、タイプBの未確定事項に触れていないのだろうか。気づいていたのなら、その

ことについての記述が必要であろう。

そうすると、必要になるのは、筆者がタイプBの未確定事項に言及していると考えている文献や事例に見られる記述、そして一般理論構造を1つずつ吟味し、それらがタイプBの未確定事項について言及していないことや、そうした一般理論構造は成立しないことを論証することであろう。こうなると研究は、タイプAの未確定事項の他に、タイプBの未確定事項はあるのかどうかという根本にまで及ぶことになる。このような議論に取り組まないで、単にAIA (1942b) を要約・紹介しているところが、林 (2005, 4-5) の問題点である¹²⁾。

3. 監査手続書第32号 (AICPA (1962)) の評価

3-1 AICPA (1962), 44項の評価

2節では、監査手続書第15号 (AIA (1942b)) の合理性を検討した。そこでは、タイプAとBの未確定事項が明確に識別されていない点が問題であった。

12) あるいは、林 (2005, 4-5) が考えている「戦時における重要な不確実性」と、筆者が分析した、AIA (1942b) が問題にしているような「不確実性」は、意味が違うのであろうか。そうだとしたら、両者はどう違うのかについての論証が、今後林氏の方に必要になるであろう。

また、未確定事項にタイプAとBの2つがあるかどうかを問うていないという意味で、林 (2005, 4-5) と同様の問題があるものに、永見 (2003, 78) がある。そこには、以下のように記されている。

「『戦時下における未確定事項が財務諸表に及ぼす影響の開示』 1942年、初めて未確定事項に言及した監査基準が公表された。戦時下という状況の中で、戦時契約の再交渉、あるいは戦争による被害に対する保険請求など、財務諸表に影響を及ぼす深刻な未確定事項が存在していた。会計士協会は、監査手続書第15号『戦時下における未確定事項が財務諸表に及ぼす影響の開示』において、かかる事項を財務諸表で開示することの重要性のみならず、監査報告書においても言及することを要請したのである。未確定事項を監査報告書に記載する様式は、①未確定事項が存在するが、除外事項を記載する必要はない場合 (無限定適正意見)、②除外事項が必要とされる場合 (限定付適正意見)、および③未確定事項の累積的影響が非常に大きい場合、意見を表明できない場合 (意見差控)、の3段階によるものであった。」(傍線筆者)

また、想定されていると考えられる状況に直面した監査人の対応が、論理的とは言えないものがあり、この点も問題であった。

それでは、1962年9月に公表された監査手続書第32号（AICPA（1962））はどうだったのであろうか。3節は、AICPA（1962）の合理性を検討する。その対象は、未確定事項との関係から見て、AICPA（1962）中の「特定の項目についての将来の進展の影響に関する異常な不確実性」の44～46項である。まず、44項から見てみよう（[図12]）。

[図12]

「会社の経営者は、通常、財政状態や経営成績に影響を与える事項を評価することが期待されている。ある事項の及ぼす可能性のある影響が、意見表明の時点で合理的に決定できない場合—何らかの訴訟、税務上の事項、及び財務諸表に重要な影響を与えるかもしれないその他の偶発事象、そして最終的な結果が経営者以外の第三者の決定に依存しているような場合—には、独立監査人は、彼の意見を適切に限定すべきである。そのような場合には、「～の影響はあるが（subject to）」という言い方を用いるのが適切である。例としては、次のようなものがある。

（意見区分）

我々の意見では、財務諸表の脚注Aに示されているように、過年度の会社の所得税に関する負債の最終的な決定から生じるかもしれない貸借対照表や利益剰余金計算書に与えるあらゆる修正の影響はあるが（subject to any adjustments）、添付された財務諸表は…を適正に表示している。

脚注A：会社は、利息を控除した総額……ドルに含まれる、1958年から1960年までの間に内国歳入庁によって主張された連結上の連邦所得税の不足額について、現在争っている。問題になっている点は、相反する連邦裁判所の判決がある点と、さらなる訴訟が必要になるかもしれない点である。結果として、この時点で、会社の負債額の程度を決定することは—仮に負債があるにしても—できない。この偶発債務について、引当ては一切なされていない。」（傍線筆者）

[図12]の「脚注A」の、「会社の負債額の程度を決定することは…できない」との記述であるが、(1)：[図12]全体が、「ある事項の及ぼす可能性のある」や、

「最終的な結果」等の将来に発生する何らかの事象を念頭に置いた記述を行っていること、そして(2)：「引当ては一切なされていない」との記述が見られることから判断すると、ここでの「決定することは…できない」は、「見積もれない」を指していると言ってよい。そう言い換えても、[図12]の記述の意味は通るであろう。

一方、[図12]には、監査上の除外事項がある旨を示した記述はない。ということは、[図12]では、財務諸表作成にあたっての経営者の判断に同意している「独立監査人」を考えていることがわかる。先述の通り、[図12]で想定されている経営者の判断は、「会社の負債額の程度を決定することは…できない」、即ち、「負債額の見積もりができない」というものであり、その見積もりができないとの判断に監査人が同意しているのだから、監査人が直面するこの状況は、タイプAの未確定事項であることがわかる¹³⁾。

[図12]によると、こうしたタイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応として、subject to opinion が考えられていることがわかる。しかし、坂柳(2006a, 155-179)で議論したように、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、理論的にsubject to opinionを導くことはできない。タイプAの未確定事項に関する注記が十分になされていることが確かめられたら、監査人の対応は、他の除外事項がなければ「無限定適正意見のみ」になる。論

13) [図12]の「ある事項の及ぼす可能性のある影響が、意見表明の時点で合理的に決定できない場合」については、1つ議論がある。それは、「合理的に決定できない」その主体が、経営者なのか、それとも監査人なのか、という問題である。

この論争は、[図12]の記述からは、決着がつかないであろう。しかし、本文で述べたように、[図12]はタイプAの未確定事項に言及しているのだから、経営者の「合理的な見積もりができない」との判断、即ち、「合理的に決定できない」との判断に監査人が同意していることになり、結局、経営者も監査人のどちらも、将来事象の結果（及びそれが当期の財務諸表に与える影響）については、「合理的に決定できない」と判断していることになる。従って、「ある事項の及ぼす可能性のある影響が、意見表明の時点で合理的に決定できない」主体は、経営者と監査人の両方が考えられ、どちらかに決める必要はないことになる。なお、どちらかに決めないことによって、[図12]がタイプAの未確定事項に言及しているという結論が変わることはない。

理的に成立する余地が見出せないものを実務として採用したのはなぜだろうか。[図12]では、「独立監査人は、彼の意見を適切に限定すべきである」と主張されているが、その理由は示されていない。このように、タイプAの未確定事項について言及しているのに、監査人の対応の文例として subject to opinion を示している点が、AICPA (1962)、44項の問題点である。

3-2 AICPA (1962)、45項の評価

それでは、続けて AICPA (1962)、45項を見てみよう ([図13])。

[図13]

「時として、経営者の判断に依存している資産の評価又は実現可能性に疑義が生じていることから生じる不確実性によって、意見を限定する必要があるかもしれない。そのような場合には、「～を条件として (subject to)」という言い方を用いるのが適切である。例えば、次のようなものがある。

(意見区分)

我々の意見では、脚注…に記述されているように、Xプロジェクトが成功に終わること、及びそれに関係する……ドル相当の繰延研究開発費がそれによって最終的に回収されること (ultimate recovery)を条件として、添付された財務諸表が……」(傍線筆者)

まず、「繰延研究開発費がそれによって最終的に回収される」という言い方であるが、Xプロジェクトが成功に終わるにしても、そうでないにしても、また、繰延研究開発費が最終的に回収されるにしても、されないにしても、そうした事象の結果が判明するのは、監査人の対応決定後の将来である。そうすると、ここでの“subject to”は、「回収」という「将来の特定事象の発生を前提にしていることに監査人が言及する場合」(坂柳 (2005a, 166) の脚注 6 を参照)に該当することになる。その場合の“subject to”の訳し方であるが、例えば、「条件として」としておけばよい。この点についても、坂柳 (2005a, 166-167)

の脚注6を参照頂きたい¹⁴⁾。

一方、[図13]では、この「繰延研究開発費」が将来に回収されるかどうかの問題になっているが、3-1の[図12]に見られたような経営者の会計上の対応は、明示されていない。従って、繰延研究開発費の回収可能額が、(1):見積もれないと判断している経営者と、(2):見積もれると判断している経営者の両方を議論の上で想定する必要がある。

まず、(1)についてであるが、[図13]には、経営者の会計上の対応を除外事項とする旨の記述はないので、[図13]が(1)を想定していると考えた場合でも、そこで考えられている監査人は、繰延研究開発費の回収可能額を見積もれないとする経営者の判断に同意していると考えてよい。この状況は、タイプAの未確定事項である。そうすると、議論は全て3-1のAICPA(1962)、44項の分析に帰着する。(1)の場合に、[図13]が例示しているような subject to opinion を選択する余地はない。AICPA(1962)、44項だけでなく、45項も、理論的に正しくない監査人の対応を例示していたということになる。

AICPA(1962)、45項で注目すべきなのは、2つ前の段落の(2)、即ち、繰延研究開発費の回収可能額が経営者は見積もれる、と判断している場合である。この場合、[図13]の「……ドル相当の繰延研究開発費」の「……ドル」は、繰延研究開発費の回収可能額の見積もり金額を表すことになる。

金額的重要性の判断も含め、そのような経営者の見積もりの合理性が監査人に判断できれば、監査人の対応は、除外事項があるかないかによって決まるが、[図13]がそのような世界を想定していないことはすぐわかる。ということは、[図13]の想定する世界は、そうした経営者の見積もりの合理性が監査人に判断できない状況だということになる。この状況は、タイプBの未確定事項である。[図13]の「経営者の判断に依存する資産の評価又は実現可能性に疑義が

14) 2-2の[図7]で紹介した American Rolling 社のケースも、再交渉についての払い戻しの承認という将来の事象の発生を前提にしているという意味を訳出するため、「…前段落で説明されている払い戻しについての正式な承認を条件として…」と訳している。

生じていることから生じる不確実性」という記述は、そのままでは理解が難しいかもしれないが、どちらのタイプの未確定事項なのかという視点を持つと、一明示的ではなくても一それがタイプAだけでなく、タイプBの未確定事項も想定していることがわかる¹⁵⁾。つまり、日本の現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」と同様、AICPA (1962), 45項では、タイプAとBの未確定事項が混在していることがわかる。この点が、AICPA (1962), 45項の1つ目の問題点である。一方、2つ目の問題点は、AICPA (1962), 45項が文例として挙げている subject to opinion に関するものであり、その点を以下に示す。

まず、AICPA (1962), 45項が、タイプBの未確定事項に言及していると解釈する余地があるのなら、それに直面した監査人の対応がどうなるのかが問

15) 筆者に対して、AICPA (1962), 45項が例示しているような、「研究開発費」を繰延べる会計処理自体の合理性は問わなくてよいのか、という批判がなされる可能性がある。仮に、何かの議論によって、[図13]で例示されている「研究開発費」—具体的な中身は必ずしも明らかではないが—を繰延べないという結論が得られたとしよう。その場合、45項を理解するための素材としては、何か別の項目が例示されると考えるべきであろう。別の例示がなければ、同項の中身が正確に理解できない可能性があるからである。45項の作成者も、例がなければ理解が難しいことを理由に、「繰延研究開発費」の例を挙げたと推察される。もし、「繰延研究開発費」の例がなければ、[図13]の「経営者の判断に依存する資産の評価又は実現可能性に疑義が生じていることから生じる不確実性」の部分を理解するために、筆者は、代わりに例示されるであろう「繰延研究開発費」以外の項目、あるいは筆者自らが想定する項目によって、本文に示したのと同様の分析を行うだけである。

筆者が本文で行ったのは、[図13]がどのような世界を想定しているののかの見極めであり、[図13]では「繰延研究開発費」が例示されていたので、それをもとに分析を行った。もちろん、そのような見極めを行うのは、AICPA (1962), 45項の内容を正確に理解した上で、その合理性を評価し、監査人の行為指針である監査基準として、それを採用する余地があるかどうかを検討するためである。

従って、本脚注の冒頭に示した批判に対しては、「研究開発費」を繰延べるべきか否かとは無関係（独立）に、適切な例や想定のもとで、[図13]の内容を理解しようとする作業は進められるので、少なくとも本稿においては、筆者は「研究開発費」を繰延べる会計処理の合理性は問わなくてよい、と回答する。筆者は、45項が想定する世界を把握するための分析手段の1つとして、「繰延研究開発費」を利用しただけである。

題になる。この点、坂柳（2006b, 157-166）で議論したように—その要約は、2節（2-2）に示してある—、監査人の対応は、「意見差控（意見不表明）」もしくは「subject to opinion 等の意見表明」であった。

そうすると、監査人の対応として subject to opinion を規定している AIC-PA（1962）、45項は、理論的には正しいことがわかる。しかし、[図13]の監査報告書の例文にあるような、「……ドル相当の繰延研究開発費がそれによって最終的に回収されること」、即ち、特定事象の発生を条件として（前提として）意見を表明する方式は、— 例示に過ぎないとはいえ— どこから出てきたのだろうか。また、[図13]の例を用いると、「……ドル相当の繰延研究開発費が最終的に回収されないこと」を条件として意見を表明するという方式もあるはずだが、こちらの選択肢は、なぜ排除されるのだろうか。以上2つの点は、[図13]からは明らかではない。論証を経て導けない方式を例示するのは不適切、との批判が、筆者を含めた読者からなされるであろう。

それでは、この「特定事象の発生を条件とした意見表明方式」には、どのような問題があるのだろうか。何も問題がなければ、このような方式を反映させた subject to opinion を監査制度上採用する余地もあるだろう。

この点、注意しておく必要があるのは、仮に [1]：経営者の見積もり額が合理的でない（不合理である）ことが監査人によって確かめられていても、監査報告書上「繰延研究開発費が回収できること」を前提にした意見表明（※2）は矛盾なく行えるし、[2]：見積もり額が合理的であるかどうかは確かめられていなくても、※2のような意見表明はできるという点である。なぜこの [1]・[2] が起こるのかであるが、それは、将来事象の発生の有無について特定の前提を置くことによって、監査人がその時点で実際に直面している状況を動かすことができるからである。そのような前提を置かない場合の監査人の対応がどのようなものであっても（例えば、経営者の巨額の見積もり金額が合理的でないことが確かめられた場合の不適正意見）、前提を動かせば、いかようにでも監査人の対応は変わることになる。実際、前提を変える前の監査人の対応が何であっても、その対応を※2のような subject to opinion に変

えることができるであろう¹⁶⁾。

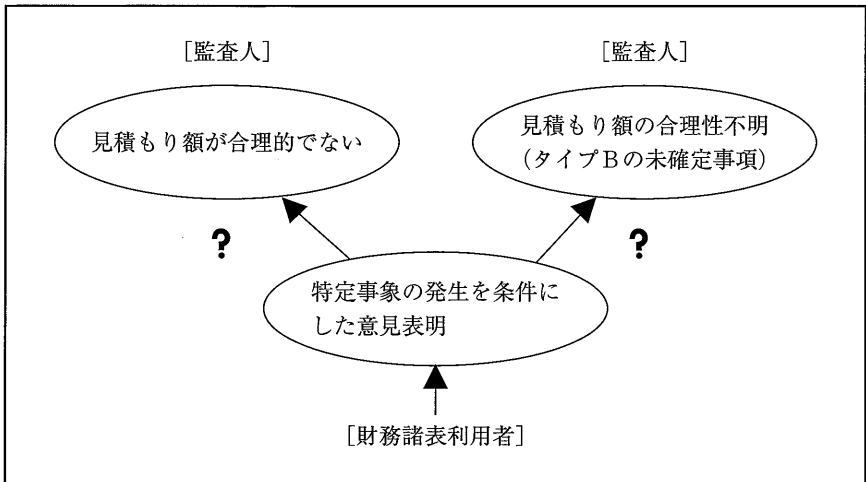
そうすると、もし、[図13]にあるような繰延研究開発費の回収可能額が合理的でないと判断したなら、本来監査人はその繰延研究開発費を除外事項とするはずだが、除外事項を付すと経営者から交代させられる等の不利益を被ると考える監査人は、「最終的に回収されること」を条件とした（前提とした）意見表明を行うことが考えられる。そうした行動が、AICPA（1962）のもとでは可能なのである。確かに、こうした対応を制度上用意することによって、監査人は経営者の意向に沿った行動がとれるのかもしれない。

しかし、この時財務諸表利用者は、この監査人が、(1)：見積もり額が合理的でないことが確かめられているのに、「最終的に回収されること」を条件とした意見表明を行ったのか、(2)：それとも、見積もりの合理性がそもそも確かめられなかったから、「最終的に回収されること」を条件とした意見表明を行ったのが、監査報告書を見るだけではわからなくなるだろう（[図14]）¹⁷⁾。財務諸表利用者にとって、この意味での不確実性を解消するのに時間がかかるとすれば、それは彼らにとって経済的負担（脚注4を参照）を生じさせる。こうした事態を回避するには、監査人がタイプBの未確定事項に直面していることをそのまま財務諸表利用者伝える監査報告書の文言を考える必要があるし、[図13]も、そのような監査報告書の文言を用意すればよかつたはずである。[図

16) 原理的には、[1]：経営者の見積もり額が合理的であることが監査人に確かめられていても、監査報告書上「繰延研究開発費が回収できること」を前提にした意見表明はできるし、[2]：見積もり額が合理的であるかどうかは確かめられていない場合でも、そのような意見表明はできる。この[1]の行動を選択する監査人の動機であるが、例えば、見積もり額が合理的であると判断したものの、後に不合理なものであることが判明した場合の不利益（例えば、財務諸表利用者に損害賠償責任訴訟を起こされる等の不利益）を回避する、というものが考えられる。

17) 同様に、財務諸表利用者は次のような状況に直面する。それは、監査人が、(1)：見積もり額が合理的であることが確かめられているのに、「最終的に回収されること」を条件とした意見表明を行ったのか、(2)：それとも、見積もりの合理性がそもそも確かめられなかったから、「最終的に回収されること」を条件とした意見表明を行ったのが、監査報告書からは判別できなくなるという状況である。

[図14]



13] にあるような特定事象の発生を条件とした（前提とした）意見表明の方式は、subject to 以下の文言によって、監査人が実際に直面している状況を隠してしまうのである。

それでは、タイプBの未確定事項に監査人が直面している場合に使われる監査報告書の文言として、どのようなものがあるかであるが、例えば、坂柳（2005a）に示した Pubco Corporation 1979年監査報告書、坂柳（2005b）に示した Diversified Mortgage Investors, Inc. 1979年監査報告書、そして坂柳（2006b）で挙げた The Arundel Corporation 1974年監査報告書に見られるような、subject to opinion を表明する際に用いられた、「見積もり金額は監査手続によって確かなものとされたわけではない」旨の表現、あるいは、坂柳（2006b）で挙げた American Steel and Pump Corporation 1953年監査報告書のように、表示されている金額によってその棚卸資産が清算できる合理的な可能性について用いられた、「我々は、満足することができない」との表現が考えられる¹⁸⁾。

18) 以上の記述については、坂柳（2006b, 162-166）を参照。

また、American Nucleonics Corporation（以下、「American Nucleonics 社」とする）1973年監査報告書¹⁹⁾に見られるような、「脚注BとDで記述されているように、(1)進行中の契約²⁰⁾及び棚卸資産、そして繰延開発費（簿価は、それぞれ166,000ドルと219,000ドル）に関して最終的に実現されるであろう金額²¹⁾…について、我々は満足することができなかった（We have been unable to satisfy ourselves）」との表現も、利用できるであろう²²⁾。貸借対照表上、

- 19) American Nucleonics 社の1973年監査報告書は、LexisNexis Academic より、試行錯誤を経て入手した。
- 20) ここでの「進行中の契約」について、American Nucleonics 社の1973年 Annual Report の脚注Aには、次のように記されている。

「進行中の契約—財務諸表の目的上、作業進行に応じた支払いがなされる条項（progress payment clauses）があるような、進行中の固定価格契約（fixed-price contracts in process）は、原価と見積もり利益が、作業が進行するに従って計上される売上と考えるような、作業進行基準に基づいて会計処理されている。…」

この説明と、American Nucleonics 社の1973年貸借対照表上で、「作業進行に応じた支払額を控除した進行中の契約」が、資産として計上されていることから考えると、問題になっている「進行中の契約」とは、作業進行に従って、原価と見積もり利益の合計額の売上が発生した時にその金額が増加し、作業進行に応じた支払いがなされた時にその金額が減少するような項目であることがわかる。ということは、ここでの「進行中の契約」は、「流動性ある対価によって回収されるかどうか（相手方から支払いがなされるかどうか）」が問題になる資産だということになる。

- 21) American Nucleonics 社の1973年 Annual Report の脚注Bでは、総額約166,000ドルの棚卸資産と進行中の契約の全額が、将来に実現するであろうという意見を経営者が持っている旨が記されている。また、同じく脚注Dでは、新製品開発との関係で被った、繰延処理した特定の費用が十分に回収されると経営者が信じている旨が記されている。

つまり、American Nucleonics 社の経営者は、棚卸資産や進行中の契約、そして繰延開発費の回収可能額が「見積もれない」と判断しているわけではないことがわかる。貸借対照表上のこれらの項目の金額は、回収可能額としての見積もり額を表していることがわかる。

- 22) American Nucleonics 社の1973年監査報告書の意見区分には、次のように記されている。

「我々の意見では、前段落で記述したような、進行中の契約、棚卸資産、そして繰延開発費に関係する金額が実現すること（realization）…を条件として（subject to）、添付された貸借対照表及び損益計算書、株主持分計算書、及び財政状態変動表は、一般に認められた会計原則に継続的に準拠して、1973年及び1972年8月31日時点の American Nucleonics Corporation の財政状態、及び両日を

最終的に実現される金額が見積もり数値として反映されていること、もしくは反映されていないことが確かめられていれば、このような表現は使われなかったと考えられる²³⁾。

もっとも、タイプBの未確定事項に直面した監査人に、こうした表現を用いることを求めるような監査基準を制定したとしても、実際の監査人の行動としては、本来経営者の見積もり額に除外事項を付すはずのところ（あるいは、脚注16を踏まえれば、本来無限定適正意見を表明するはずのところ）、監査人がタイプBの未確定事項に直面していることを装うことはできる。しかし、ここで筆者が問題にしているのは、AICPA（1962）、45項のもとでは、例示の形で、特定事象の発生を条件とする旨の文言を監査人に認めることによって、監査人が実際に直面している状況を財務諸表利用者に対してわからないようにすることが、制度上も可能であったという点である²⁴⁾。正にこの点がAICPA（1962）、45項の2つ目の問題点であり、後のAICPA（1974）では、この形の意見表明方式は例示されていない（坂柳（2005a, 168）を参照。）。一方、前段落に示したような表現を用いさせるような監査制度であれば、少なくとも制度上（規定上）は、監査人が実際に直面している状況 — 例えば、除外事項を付すべき状況 — を財務諸表利用者に隠し、タイプBの未確定事項に直面していることを装うという行動は、認められないことになる。AICPA（1962）、

もって終了する年度の経営成績、株主持分及び財政状態の変動の結果を適正に表示している。」

American Nucleonics社の1973年監査報告書でも、本文で指摘したような、最終的に実現されるであろう金額について、「我々は満足することができなかった」との記述がありながら、特定事象の発生を条件とした意見表明（subject to opinion）が行われている。当時の監査上の指針がAICPA（1962）であったとはいえ、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応としては、本文で述べているように、問題があったと言える。同様の問題は、2-2の[図7]で挙げたAmerican Rolling社の監査報告書についても当てはまるだろう。

- 23) もちろん、以上挙げてきた事例は、全て監査報告書上で除外事項が付されていないケースである。
- 24) すぐわかるように、「……ドル相当の繰延研究開発費がそれによって最終的に回収されること」ではなく、「～が最終的に回収されないこと」を条件として意見を表明する方式を採用しても、同様の問題が起こるだろう。

45項が適用されていた時代では、財務諸表利用者は、[図14]で表されるような、監査人がどのような状況に直面しているかが判別できないという意味の不確実性に直面することによる経済的負担を被っていた可能性がある。

3-3 AICPA (1962), 46項の評価

それでは、最後に AICPA (1962), 46項を検討しよう ([図15])。

[図15]

「ある事項の結果が不確実であるいくつかの場合には、関係する金額が余りに大きいため、限定意見は不適切である。そのような状況の例は、会社が、その純資産との関係でとても大きな金額の損害賠償を請求する訴訟の被告になっており、その訴訟の結果について、かなりの不確実性がある場合である。そのような場合には、その事実がおそらく独立監査人の報告書の間接区分に開示され、以下のように意見の差控がなされるであろう。

(意見区分)

上に挙げた訴訟 — その結果は、不確実であるが — が、財務諸表に与える潜在的な重要な影響を理由として、我々は会社の財務諸表全体についての意見を表明しない。」

すぐわかるように、[図15]は、「ある事項の結果が不確実である」場合に、監査人によって意見差控が選択される余地がある旨を示している。さて、まず問題になるのは、この「ある事項の結果が不確実である」場合が、タイプAの未確定事項を指しているのか、それともタイプBの未確定事項を指しているのか、という点である。例示されている訴訟については、3-1で検討した [図12] のように、負債額の程度が決定できない旨の記述や、引当金の計上ができない旨の記述がなされていない。また、3-2で検討した [図13] と同様、経営者が会計上どのような対応をとっているのか — 何かの見積もり数値を財務諸表に反映しているのか、そうでないのか — についての情報がないため、ここで想定されている「ある事項の結果が不確実である」場合が、タイプAの未

確定事項なのか、タイプBの未確定事項なのかが判断できないのである。

坂柳（2006a, 155-179）で指摘したように、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として、理論的に意見差控（意見不表明）を導くことはできない。一方、この〔図15〕がタイプBの未確定事項に言及しているのだとしたら、坂柳（2006b, 157-164）で見たように、監査人の対応として、例示されているような意見差控が成立する余地がある。このように、経営者が財務諸表上見積もり数値を反映しているかどうかは、非常に重要な問題なのである。このAICPA（1962）、46項も、3-2で見た45項と同様、タイプAとBの未確定事項が混在していることがわかる。この点が46項の問題点である。

3-4 AICPA（1962）に言及している文献の評価

3-1～3-3では、AICPA（1962）、44～46項について、そこで示されている内容が、タイプAとBどちらの未確定事項に言及したものであるかについて分析した。3-1では、44項の分析を行い、同項がタイプAの未確定事項に言及していることを確かめたが、それに直面した監査人の対応として *subject to opinion* の文例を示している点が問題であった。

続く3-2では、45項の分析を行い、同項はタイプAとB両方の未確定事項を想定していることがわかった。つまり、現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」と同様、タイプA・Bの未確定事項が混在していたのである。これが45項の1つ目の問題点である。また、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応の例として、*subject to opinion* を同項が示している点は、理論的に見て評価できるが、3-2で述べたように、その *subject to opinion* として、「特定事象の発生を条件にした（前提にした）」ものを考えているところが問題であった。これが45項の2つ目の問題点である。

最後の3-3では、46項の分析を行った。46項は、「ある事項の結果が不確実である」場合に、監査人によって意見差控が選択される旨を示していた。しかし、45項と同様、経営者が会計上見積もり数値を反映しているかどうかについての情報がないため、「ある事項の結果が不確実である」場合が、タイプA

の未確定事項を想定したものなのか、それともタイプBの未確定事項を想定したものなのか判断できなかった。ここでも、45項と同様、両タイプの未確定事項の混在が見られたのである。これが46項の問題点である。

さて、以上見てきた AICPA (1962) に対して、文献はどのようなことを主張してきたのだろうか。それを以下に紹介する。その主張を筆者の議論と対比させることで、筆者の議論がより明確に読者に伝わるであろう。

3-4-1 胡 (1979) について

まず、胡 (1979, 114) には、次のように記されている ([図16])。

[図16]

「1963年アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の監査手続書第33号において「未確定事項とは、①最終結果が経営者以外の関係者の決定に依存するので、経営者も監査人もその財政状態および経営成績に対する影響を評価できない事項で、例えば訴訟問題、税金問題あるいはその他の偶発的事項と②資産の評価または換金性が経営者の判断のみに依存する場合、例えば試験研究費および開発費の評価、受取勘定の回収可能性などが未確定となっている事項である。」と規定されている。このように、未確定事項 (Uncertainties)とは、監査報告書を作成する時点になっても、財政状態および経営成績に及ぼす影響を経営者も監査人も評価できない事項である。…」(傍線筆者)

[図16] で言及されている「監査手続書第33号」は、[引用文献] 中の AICPA (1963) である。AICPA (1963, 7) の「序文」では、「本書は、以下の監査手続委員会の公表書を統合したものであり、取り替えることを意図したものである。その公表書には… (1951年より後の様々な年月日に出された) 監査手続書第25号から32号がある。」(傍線筆者) とされている。

さて、[図16] の「監査手続書第33号」の中身であるが、「…未確定となっている事項である。」と規定されている。」の後に付されている、原文の脚注1に示されている文献は、「AICPA, Statement on Auditing Procedure, No. 33,

1963, pp. 72-73」であり、AICPA (1963, 72-73)にある“Unusual Uncertainties as to the Effect of Future Developments on Certain Items”の45項及び46項には、それぞれ本稿3-1及び3-2で示したAICPA (1962)の44項及び45項と同様の内容が記されている。[図16]との関係で言うと、「①最終結果が…偶発的事項」の説明は、AICPA (1962), 44項([図12])の説明であり、AICPA (1963, 72-73)の45項の説明である。同様に、[図16]の「②資産の評価…未確定となっている事項」の説明は、AICPA (1962), 45項([図13])の説明であり、AICPA (1963, 73)の46項の説明である。

以上を踏まえると、[図16]の胡(1979, 114)の主張を評価する際には、本稿の3-1及び3-2で示した分析結果がそのまま使えることがわかる。AICPA (1963, 72-73)45~46項の検討をしていないので、胡(1979, 114)の主張を評価することはできない、ということにはならない。

そこで、[図16]を評価するのであるが、未確定事項の捉え方についての、「監査報告書を作成する時点になっても、財政状態および経営成績に及ぼす影響を経営者も監査人も評価できない事項」という[図16]の説明は、誤りではない。というのは、この説明の「財政状態および経営成績に及ぼす影響」を経営者が評価できないことが、経営者が将来事象の結果を見積れないことを意味しており、監査人がその判断に同意している状況を指しているなら、その説明は、タイプAの未確定事項に言及したものと考えられるからである。

ところが胡(1979, 114)は、タイプBの未確定事項には言及していない。3-2で見たように、AICPA (1962), 45項は、タイプBの未確定事項を想定しているという解釈も成立した。[図13]で取り上げられていた「繰延研究開発費」の「……ドル」を、繰延研究開発費の回収可能額の見積もり金額と考える、ということである。胡(1979, 114)が、このように考えなかったのは、なぜだろうか。その理由が示されないと、筆者を含めた読者から、タイプBの未確定事項を見落としていたのではないかと、その主張が、胡(1979, 114)になされる可能性がある。

3-4-2 森 (1979) について

続いて、森 (1979, 37-38) を見てみよう ([図17])。

[図17]

「米国公認会計士協会は、未確定事項を「特定の事項の将来の成行の影響について異常な未確定性」として、次のような二種類のものをあげている。

その第1は、その事項の最終結果が、経営者以外の関係者の決定に依存するので、経営者も監査人もその財政状態および経営成績に対する影響を評価することができないものである。このような例として、訴訟、税務問題およびその他の偶発事象があげられる。通常の偶発事象の場合には、経営者が、適切に評価し、これを財務諸表上に表示することができるが、ここにあげたような問題は、他の関係者の決定に依存するものであり、かつ、財務諸表に重大な影響を与えるものでありながら、その最終結果は、財務諸表作成当日において未確定であるものである。

第2は、資産の評価または換金性が、経営者の判断だけに依存する場合である。このような例として、研究費および開発費、受取勘定の回収可能性、担保物件の価値、投資の評価などがあげられる。これらの問題も、通常の場合には、合理的に処理されるのであるが、そこに異常な未確定性が含まれる場合には未確定事項とされる。

このような未確定事項がある場合には、監査人は、このような未確定事項が存在することを条件として、限定意見あるいは意見差控を表明する。すなわち、このような未確定事項については、その最終的結果が未確定であるので、その事項が適正であるとも、適正でないとも、監査人はその事項については意見を表明せず、その事項の財務諸表に対する影響についても意見を表明しないという意味の条件事項が記載され、これを条件とした限定意見または意見差控が表明される。

このような未確定事項に関する条件事項は、監査範囲の制約から生じる除外事項に類似している。すなわち、財務諸表の重要な項目について重要な監査手続を実施することができなかった場合には、その項目について意見を形成するための合理的基礎がえられなかったので、その項目については適正であるとも適正でないとも意見を表明しないという意味の除外事項が記載される。…」 (傍線筆者)

[図17] に示される引用の最初の段落の「…二種類のものをあげている。」の後には、脚注4 (44頁) が付されている。当の脚注4では、監査手続書第33号 (AICPA (1963)) が参照されている。このことと、[図17] に示されてい

る内容から見て、「その第1は、…」から始まる段落は、3-1で見たAICPA (1962), 44項 (AICPA (1963, 72-73) の45項) のことを指しており、「第2は、…」から始まる段落は、3-2で見たAICPA (1962), 45項 (AICPA (1963, 73) の46項) のことを指していることがわかる。

さて、[図17] の分析を試みよう。「このような未確定事項については、その最終的結果が未確定であるので、その事項が適正であるとも、適正でないとも、監査人はその事項については意見を表明せず」に見られる「未確定事項」は、タイプAの未確定事項なのだろうか、それとも、タイプBの未確定事項なのだろうか。

(1): 「その事項が適正であるとも、適正でないとも、監査人はその事項については意見を表明せず…」との記述, (2): 「未確定事項に関する条件事項 (「条件事項」という言い方が、やや唐突ではあるが)」が「監査範囲の制約から生じる除外事項に類似している」旨の記述, そして(3): 「その項目について意見を形成するための合理的基礎が得られなかったので、その項目については適正であるとも適正でないとも意見を表明しない」との記述から判断すると、[図17] の「このような未確定事項」は、本稿のタイプBの未確定事項ではないか、と推察される。しかし、「このような未確定事項」は、記述の順番から見て、「その第1は、…」から始まる段落や、「第2は、…」から始まる段落を受けての概念のはずである。前者の段落は、3-1より、タイプAの未確定事項に言及したものであったし、後者の段落も、3-2より、タイプAの未確定事項に言及したものと解釈できるのであった。しかし、「このような未確定事項」が、タイプAの未確定事項を指していると考えれば、その考えは、上に述べた「その項目については適正であるとも適正でないとも意見を表明しない」(※3) という記述と矛盾するであろう。タイプAの未確定事項に直面した監査人は、将来事象の結果が「見積もれない」との経営者の判断に同意しているはずなので、※3のような事態は起こらないはずである。

このように、森 (1979, 37-38) が問題にしている「未確定事項」は、[図17] の「このような未確定事項がある場合には」から始まる段落以下の記述に注目

すれば、タイプBの未確定事項に言及していると解釈できるが、[図17] 全体を見ると、タイプAを想定しているのか、それともタイプBを想定しているのかがはっきりしない。これにより、読者が混乱する可能性が生じてしまうのである。

3-4-3 永見 (2003) について

さて、最後に永見 (2003, 78-79) を見てみよう ([図18])。

[図18]

「『限定事項と意見差控』 1962年9月、会計士協会は、監査手続書第32号『限定事項と意見差控』を公表し、SECが示した規定を引き継ぐ形で、限定事項に対する監査報告基準を作成した。そこでは、未確定事項を、①監査意見を表明する時点において、問題の事項のもたらす影響を合理的に決定することができず、その最終的な帰結は経営者以外の判断に依存するもの、および②資産の評価や実現可能性など経営者の判断に依存する問題、として識別している。そして未確定事項を指摘する場合には、意見区分において“subject to”という挿入句を、それ以外の問題については“except for”という挿入句を用いることを規定した。…」(傍線筆者)

[図19]

「本稿では、「未確定事項」を、財務諸表に影響を及ぼす可能性があるが、監査報告書作成日において、その帰結あるいは影響の大きさを監査人が判断することができない事象あるいは状況とし、…」(傍線筆者)

まず、[図18]の「①監査意見を…依存するもの」の箇所は、内容から見て、AICPA (1962)、44項の要約・紹介であることがわかり、「②資産の評価や…依存する問題」の箇所は、同45項の要約・紹介であることがわかる。筆者は、永見 (2003, 78) が、未確定事項に直面した監査人の対応を議論しているわけではないことは、理解している。しかし、[図18]にあるような監査手続書第32

号を紹介する過程で、永見（2003，78-79）は、「未確定事項」には2つのタイプがあることに気づかなかっただろうか。

少なくとも、筆者及び筆者の議論を支持する論者は、紹介すること自体が目的だとしても、このような紹介の仕方はしない。なぜなら、[図18]で言及されているような「未確定事項」には、2つのタイプがあることを意識せざるを得なくなるからである。そうすると、筆者及び筆者の議論の支持者は、規定の内容を紹介する場合であっても、「未確定事項にはA・B 2つのタイプがあるが…」という形で、留保をつけた上で紹介することになるであろう。さもないと、未確定事項に2つのタイプがあることを無視してよいのか、という批判に筆者は応えられないからである。[図18]の「②資産の評価や…依存する問題」の箇所（AICPA（1962），45項）は、3-2で検討したように、よく考えれば、タイプBの未確定事項に言及していると解釈できるものである。永見（2003，78-79）は、監査手続書第32号の中身を要約・紹介する際に、なぜ2つの未確定事項に言及しない要約・紹介の仕方をしているのだろうか。その点についての説明が見られない。この点が永見（2003，78-79）の問題点である²⁵⁾。

もっとも、それではなぜ未確定事項を2つのタイプに区別しなければならないのか、という根源的な問いかけが筆者に対してなされるかもしれない。筆者も、それぞれに直面する監査人の対応が違わないのであれば、そのような区別

25) AICPA（1962），44～45項の内容について、2つのタイプの未確定事項があることに言及していない文献は、他にもある。林（2005，6）及び町田（2004，39）には、以下のように記されている。

「…AICPAは、1962年9月にSAP第32号「意見限定および意見差控」（AICPA [1962]）を公表し、未確定事項に関する監査報告指針の明文化を行っている。

そこでは、「特定項目の将来における進展の影響に関する異常な不確実性」と題する区分において、未確定事項を、(1)訴訟、税務上の問題のように経営者以外の判断にかかる未確定事項と、(2)資産の評価や実現可能性のように経営者の判断にかかる未確定事項とに分類している。そして、重要な（material）未確定事項の存在を理由として意見を限定する場合には、「～を条件として」という文言の使用が適切であるとし、条件付限定意見の表明を要求している（pars. 44-45）。（林（2005，6））

を改めて提唱はしなかった。しかし、坂柳（2006a）と坂柳（2006b）で議論したように、それぞれに直面した場合の監査人の対応が違ってくるのである。問題になっている状況において、監査人が財務諸表利用者に対して何をしたらよいか、何ができるのか、という指針作りの上では、監査人が直面する状況の識別は、必要不可欠であろう。そうすると、大事なのは、永見（2003, 78-79）が行っているような監査手続書第32号の中身の要約・紹介というよりは、未確定事項に直面した場合の監査人の対応が一時の制度や文献を無批判に受け入れずに一理論的にどうなるのかを正面から考えるという、より根本的な研究であろう。なので、筆者はそのような研究に取り組んできたのである。

永見（2003, 78-79）では、「未確定事項」をタイプAとBに識別する考え方が一タイプBの未確定事項を含むという解釈はできるものの一見られない。そのことは、永見（2003, 86）に見られる、「未確定事項」の定義に表れている（[図19]）。なぜこのような定義をするに至ったのか一なぜ2つのタイプの未確定事項を識別しなくてよいか一についての説明が、必要になるであろう²⁶⁾。

「また SAPNo. 32『限定および意見差控』においては、未確定事項とは、ある事項が将来どうなるかによって、その事項がもたらす影響に異常な未確定性が存在する事項であるとした上で、次の2つに分類している。

1. 最終的な結果が企業外部の要因によって決まることから、経営者も監査人もその事項が財政状態および経営成績に及ぼす影響を評価できないもの
 2. たとえば、研究開発費のように、資産の評価または換金性が経営者の判断のみによって決まるもの」（町田（2004, 39））
- 26) タイプAとBの未確定事項を区別していないという問題は、町田（2004, 36）の「未確定事項」の定義にも見られる。そこには、以下のように記されている。
「未確定事項とは、監査報告の時点では、最終結果の予測が不可能であったり、最終的影響額を見積もることが不可能な事項のことである。その事項の性質や財務諸表に及ぼす影響の重要性の程度に応じて、監査報告上の取扱いが問題となる。」（傍線筆者）

4. 本稿のまとめと今後の課題 — さらなる文献・制度評価の必要性

本稿は、タイプAとBの未確定事項が明確に識別されているかという点から、米国のAIA（1942b）とAICPA（1962）を評価してきた。その結果、この2つについては、両タイプの未確定事項が識別されているとは言えないことがわかった。その点では、この2つは、坂柳（2006b）で検討した日本の現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」と同様の問題を抱えていた。また、本稿では、AIA（1942b）とAICPA（1962）が想定している状況のもとでの監査人の対応が、論理的なものかどうかについても検討した。

2節では、AIA（1942b）で言及されている「戦時契約の再交渉」の事例を示しながら、AIA（1942b）で問題になっている「不確実性」の中身を推察した。そこでの不確実性は、「将来に起こる事象の結果が決定されていない状態」と捉えられ、その理解のもとでは、経営者の会計上の対応としては、将来事象の結果の見積もりができる場合と、それができない場合の両方が考えられることを示した。

実際、AIA（1942b）では、見積もりによる財務諸表の作成が念頭に置かれていたし、戦時契約の再交渉の問題については、American Rolling 社のように、再交渉に備えて引当金を認識しているケースがあった。また、将来事象の結果を経営者が見積もれない状況も考えられ、実際、再交渉のための引当金額が見積もれない旨の脚注開示がなされていたし（Sullivan 社のケース）、再交渉が起こるかどうかが予測できない旨等の脚注開示がなされていた（Aircraft 社のケース）。

AIA（1942b）の「監査報告書上の開示」の「(1) 財務諸表が、…と監査人が感じている場合」の説明、及び「存在する不確実性についての強調」が必要な状況は、タイプAの未確定事項を念頭に置いたもの、と考えることができた。その時の監査人の対応は、他の除外事項がなければ、「無限定適正意見のみ」になる。「監査報告書上の開示」は、「無限定適正意見のみ」が排除される理由を示していなかった。この点は、AIA（1942b）の「監査報告書上の開示」の

問題点である。

一方、「監査報告書上の開示」の「(3) 監査人が、…意見差控が可能になる場合」の説明は、それがタイプBの未確定事項を想定しているのであれば、筆者には理解可能だが、タイプAの未確定事項を想定しているのであれば、それは理論的には正しくない。この部分の説明には、両タイプの未確定事項概念の混在が見られることがわかる。

また、AIA (1942b) について言及した林 (2005, 4-5) は、タイプAとBの未確定事項という視点を持たないまま、AIA (1942b) を要約・紹介していた。林 (2005, 70) は、タイプBの未確定事項を否定しているが、林 (2005) に必要だったのは、筆者がタイプBの未確定事項に言及していると考えている文献や事例、そして一般理論構造を一つずつ吟味し、それらがタイプBの未確定事項について言及していないことや、そうした一般理論構造は成立しないことを論証することであろう。これらのことに取り組みしないで、単にAIA (1942b) を要約・紹介しているところが、林 (2005, 4-5) の問題点である。

続く3節では、AICPA (1962) 44~46項の合理性を検討した。3-1では、44項の分析を行い、同項がタイプAの未確定事項に言及していることはわかったが、それに直面した監査人の対応として、subject to opinion の文例を示している点が、同項の問題点であった。

3-2では、45項の分析を行い、同項はタイプAとB両方の未確定事項を想定していることがわかった。これが45項の1つ目の問題点である。また、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応の例として、subject to opinion を同項が示している点は、理論的に見て評価できたが、そのsubject to opinion として、「特定事象の発生を条件にした (前提にした)」ものを考えているところが問題であった。これが45項の2つ目の問題点である。

というのは、この形のsubject to opinion は、本来判明しないはずの将来事象の結果を条件とする (前提に置く) ことによって、実際に監査人が直面している状況を隠してしまい、その結果、財務諸表利用者は、(1): 監査人は、見積もり額が合理的でないと判断しているにもかかわらずsubject to opinion を表

明したのか、それとも(2)：合理的であるかどうかがか確かめられなかったら subject to opinion を表明したのかが、判別できなくなってしまうからである。AICPA (1962) は、制度としてこのような形の意見表明を一例示として示すことによって一認めてしまったのである。

こうした事態を回避するには、監査人がタイプBの未確定事項に直面していることを財務諸表利用者にそのまま伝える監査報告書の文言を考える必要があるし、AICPA (1962)、45項も、そのような監査報告書の文言を用意すればよかった。その文言としては、例えば、坂柳(2005a)、坂柳(2005b)、坂柳(2006b)で取り上げた監査報告書(subject to opinion)で使われてきた「見積もり金額は監査手続によって確かなものとされたわけではない」旨の文言が考えられる。また、American Nucleonics社の1973年監査報告書に見られたような、「進行中の契約及び棚卸資産、そして繰延開発費に関して最終的に実現されるであろう金額について、我々は満足することができなかった」旨の表現も、利用できるであろう。こうした文言を用意することによって、少なくとも制度上(規定上)は、監査人が実際に直面している状況—例えば、除外事項を付すべき状況—を財務諸表利用者に隠し、タイプBの未確定事項に直面していることを装うという行動は、監査人に認められないことになる。

最後の3-3では、46項の分析を行った。46項は、「ある事項の結果が不確実である」場合に、監査人によって意見差控が選択される余地がある旨を示していた。しかし、経営者が会計上見積もり数値を反映しているかどうかについての情報がないため、「ある事項の結果が不確実である」場合が、タイプAの未確定事項を想定したものなのか、それともタイプBの未確定事項を想定したものなのかが、判断できなかった。ここでも、45項と同様、両タイプの未確定事項の混在が見られた。これが46項の問題点である。また、46項で言われている「意見差控」が、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応を規定しているとしたら、それは理論的には正しくない。

一方、AICPA (1962) について言及している文献はいくつかあるが、3-4では、その内容を検討した。その結果、胡(1979)、森(1979)、永見(2003)

とも、タイプAとBの未確定事項を識別していないことがわかった。胡(1979, 114)では、タイプBの未確定事項についての言及がなかったし、森(1979, 37-38)では、「未確定事項」がタイプAの未確定事項を指しているのか、タイプBの未確定事項を指しているのかについて—特定の箇所の記述に注目する場合は除いて—混在が見られた。永見(2003, 78-79)については、2つの未確定事項に直面した監査人の対応が、それぞれ異なってくるのに、両タイプの未確定事項を考慮しないまま、AICPA(1962)の規定を要約・紹介し、「未確定事項」の定義を示している点が問題であった。

本稿で紹介した未確定事項について触れた文献・制度を見ていると、タイプBの未確定事項に言及していると解釈できるものはあっても、その内容は、明確にタイプAの未確定事項と対比する形で示されていないことがわかる。これが、筆者の議論との相違点である。もっとも、未確定事項に関する監査制度は他にもあるし、未確定事項に言及した文献もまだ多数ある。その内容の検討は、本稿ではできなかったもので、次稿以降の課題である。

筆者の未確定事項プロジェクトは、一貫して論理的な監査人の対応がどうなるのかを考えている。仮に論理的帰結通りの制度が何かの理由で—それがどのような理由なのかは、重大な問題であるが—形成されないにしても、全ての議論の出発点は、誰もが納得できる論理体系であろう。論理体系構築を行わなくてもよい研究があるのかどうかは定かでないが、その形成作業は決して無視してはならないはずである。

筆者の未確定事項プロジェクトは、まだ完結しそうにない。

[引用文献]

AIA (1942a), American Institute of Accountants (AIA), Accounting Research BULLETINS (ARB) No.15, *The Renegotiation of War Contracts*, September 1942.

AIA (1942b), AIA, Statements on Auditing Procedure (SAP) No.15, *Disclosure of the Effect of Wartime Uncertainties on Financial Statements*, December 1942.

AIA (1943), AIA, ARB No.21, *Renegotiation of War Contracts (Supplement)*, December 1943.

AICPA (1962), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), SAP No.32, *Qualifications and Disclaimers (Clarification of Reporting Standards)*, September 1962.

AICPA (1963), AICPA, SAP No. 33, *Auditing Standards and Procedures*, 1963. (アメリカ公認会計士協会編, 日本公認会計士協会国際委員会訳, 『監査基準と監査手続』, 同文館, 1973年.)

AICPA (1974), AICPA, Statement on Auditing Standards No.2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

Dhaliwal et al. (1993), Dhaliwal, Dan S., Jeffrey W. Schatzberg and Mark A. Trombley, "An Analysis of the Economic Factors Related to Auditor-Client Disagreements Preceding Auditor Changes," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.12 No.2, Fall 1993.

United States Statutes at Large (1943), *United States Statutes at Large: Containing the Laws and Concurrent Resolutions Enacted during the Second Session of the Seventy-Seventh Congress of the United States of America, 1942, and Treaties, International Agreements other than Treaties, and Proclamations, Compiled, Edited, Indexed, and Published by Authority of Law under the Direction of the Secretary of State, Volume 56 in Two Parts, Part 1 Public Laws*, United States Government Printing Office: Washington, 1943.

United States Statutes at Large (1945), *United States Statutes at Large: Containing the Laws and Concurrent Resolutions Enacted during the Second Session of the Seventy-Eighth Congress of the United States of America, 1944, and Proclamations, Treaties, and International Agreements other than Treaties, Compiled, Edited, Indexed, and Published by Authority of Law under the Direction of the Secretary of State, Volume 58 in Two Parts, Part 1 Public Laws*, United States Government Printing Office: Washington, 1945.

USCA (2006), *United States Code Annotated (USCA), 2006, Popular Name Table*, Thomson/West, 2006.

胡 (1979), 胡 義博, 「未確定事項の監査に関する一考察」, 『修道商学』(広島修

道大学), 第19巻第2号, 1979年3月.

坂柳 (2005a), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月.

坂柳 (2005b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(1)」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第2・3合併号, 2005年12月.

坂柳 (2006a), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(2)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第4号, 2006年3月.

坂柳 (2006b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—文献・制度の評価(3)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第57巻第1号, 2006年7月.

永見 (2003), 永見 尊, 「未確定事項の監査報告に見る2つの監査機能」, 『産業経理』, 第63巻第1号, 2003年4月.

林 (2005), 林 隆敏, 『継続企業監査論—ゴーイング・コンサーン問題の研究—』, 中央経済社, 2005年.

町田 (2004), 町田祥弘, 『会計プロフェッションと内部統制』, 税務経理協会, 2004年.

森 (1979), 森 實, 「未確定事項に関する条件付意見」, 『産業経理』, 第39巻第10号, 1979年10月.